

# 令和4年度 第2回 三俣コミュニティセンター運営委員会

日 時：令和5年2月16日（木）  
午前10時30分～

場 所：三俣コミュニティセンター  
会議室1・2

## 1. 開 会

## 2. あいさつ

## 3. 議 事

(1) 令和4年度施設利用状況について

(2) 令和4年度主催生涯学習事業実績について

(3) 令和5年度主催生涯学習事業計画について

(4) その他

## 4. 閉 会

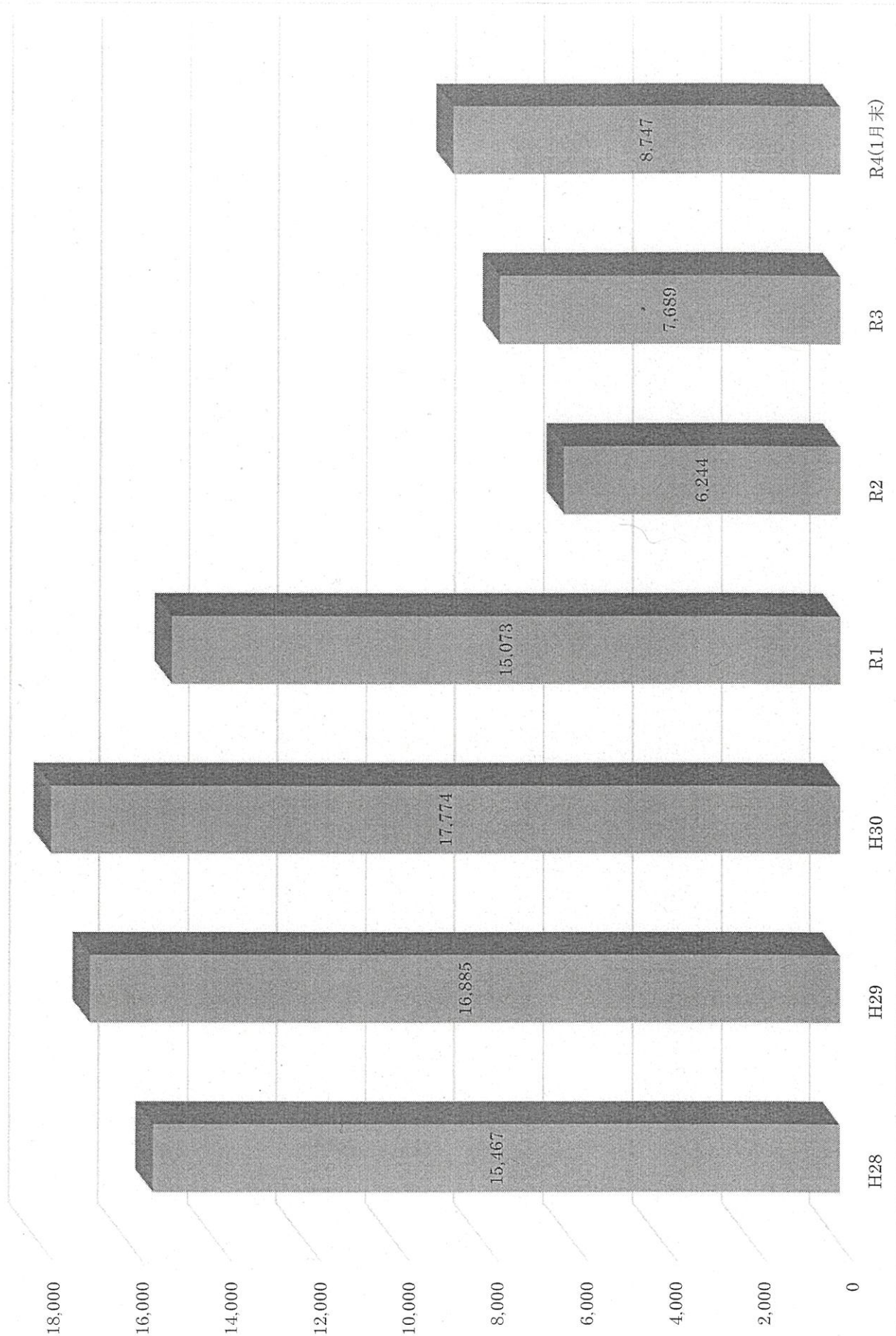
## 資料 1 - 1

## 令和 4 年度 月別施設利用状況

(令和 5 年 1 月末現在)

	令和 4 年度		令和 3 年度		比較増減	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数
4月	102	773	97	724	5	49
5月	98	756	91	672	7	84
6月	122	1,011	93	696	29	315
7月	114	981	114	797	0	184
8月	99	745	35	204	64	541
9月	127	1,004	8	61	119	943
10月	126	956	105	743	21	213
11月	120	943	124	901	-4	42
12月	107	840	120	900	-13	-60
1月	94	738	103	765	-9	-27
2月	—	—	76	505	—	—
3月	—	—	107	721	—	—
1月末計	1,109	8,747	890	6,463	219	2,284
年合計	—	—	1,073	7,689	—	—

### 年度別施設利用者数



## 資料2

## 令和4年度 市民サービスセンター利用状況

(令和5年1月末現在)

	令和4年度		令和3年度		比較増減	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
4月	9	11	5	5	4	6
5月	6	7	3	5	3	2
6月	10	10	6	6	4	4
7月	6	7	9	11	-3	-4
8月	11	15	3	6	8	9
9月	6	6	3	5	3	1
10月	8	8	6	8	2	0
11月	15	15	5	6	10	9
12月	2	2	3	3	-1	-1
1月	5	5	2	4	3	1
2月	—	—	2	3	—	—
3月	—	—	6	7	—	—
1月末計	78	86	45	59	33	27
年合計	—	—	53	69	—	—

令和4年度 三俣コミュニティセンター主催生涯学習事業実績

資料3

○一般講座（教室等）

	講座名（講師名）	開催期日（曜日）回数	開催時間	場所	受講者数	備考
1	やさしい色合い草木染 （大塚 浩美 氏）	6/27・7/25・8/22 （各月曜日） 全3回 1回	9：30～ 11：30	調理室	8	
2	ピースアクセサリー （金井 正子 氏）	7/13・8/10 （各水曜日） 全2回	9：30～ 11：30	会議室	19	
3	お散歩ポシエット （臺 由起子 氏）	7/14・7/28 （各木曜日） 全2回	9：30～ 11：30	会議室	19	
4	ゆひ織り （大塚 裕美 氏）	9/8・10/13 （各木曜日） 全2回 中止	9：30～ 11：30	会議室	—	
5	気ままに書を楽しむ （山下 裕康 氏）	7/7・8/4・9/1・10/6 （各木曜日） 全4回	9：30～ 11：30	会議室	30	
6	和心と詩歌と詩吟 （万願寺 恒友 他）	7/6・7/20・8/3・8/17・9/7 （各水曜日） 全5回 中止	9：30～ 11：30	会議室	—	
7	シニア初級英会話 （野口 宏 氏他）	6/24・7/1・7/22・8/5・ 8/26・9/9 （各金曜日） 全6回	14：00～ 16：00	会議室	57	
8	英会話中級以上 （野口 宏 氏他）	7/15・8/19・9/2・9/30・10/14・10/28・11/11・ 11/25・12/9・12/23・1/13・1/27（各金曜日） 全12回	14：00～ 16：00	会議室	75	
9	女性教室—教養講座1 （石井 克巳 氏）	7/22・7/29（同一内容の2部制） （各金曜日） 全1回 中止	14：00～ 15：30	講堂	—	「民法（相続関係）」 三俣女性会共催
	女性教室—教養講座2 （町田 彰 氏）	8/19・8/26（同一内容の2部制） （各金曜日） 全1回	14：00～ 15：30	講堂	18	「酵素と健康」 三俣女性会共催
10	女性教室—社会見学	9/22 （木曜日） 全1回 中止	終日	市外	—	「渋川伊香保方面」 三俣女性会共催
	民謡教室 （戸田 ふう子 氏）	8/19・8/26 （各金曜日） 全2回	10：00～ 11：30	屋外	44	三俣地区スポーツ協 会共催

令和4年度 三俣コミュニティセンター主催生涯学習事業実績

資料3

○地域連携講座（学級等）

	講座名（講師名）	開催期日（曜日）回数	開催時間	場所	受講者数	備考
1	夏休みこども講座 （本多 隆 氏）	8/7 （日曜日） 全1回	9：30～ 11：30	会議室	10	三俣小学校児童対象
2	幼児おはなし広場 （橋本 公子 氏他）	4-2/4 -（日曜日）- 全1回 中止	10：00～ 11：30	講堂	—	三俣幼稚園児とそ の保護者対象
3	高齢者学級—開講式・お楽しみ演芸会（宇宙劇団）	6/22 （水曜日） 全1回	10：00～ 11：30	パストラ ルかぞ	75	
	高齢者学級—人権教育講座（生涯学習課職員）	7/27 （水曜日） 全1回	10：00～ 11：30	パストラ ルかぞ	45	
	高齢者学級—社会見学	4-10/6 -（木曜日）- 全1回 中止	終日	市外	—	「沼田方面」
4	高齢者学級—健康講座1（加須ヤクルト管理栄養士）	9/28 （水曜日） 全1回	10：00～ 11：30	パストラ ルかぞ	62	「お腹元気教室」
	高齢者学級—健康講座2（いぎいき健康長寿課職員）	11/16 （水曜日） 全1回	10：00～ 11：30	パストラ ルかぞ	52	「フレイルについて」
	高齢者学級—開講式・新春落語（加須落語愛好会）	1/18 （水曜日） 全1回	10：00～ 11：30	パストラ ルかぞ	70	
4	家庭教育学級 （三俣幼稚園長）	6/17・11/24 （金曜日・木曜日） 全2回 中止	10：00～ 11：30	三俣 幼稚園	—	三俣幼稚園父兄対象

○三俣地区作品展

期 日：令和4年10月21日（金）～令和4年11月10日（木） 21日間

出品者：5サークル、3講座、1地域有志グループ

令和5年度 三俣コミュニティセンター主催生涯学習事業計画

資料4

○一般講座（教室等）

	講座名（講師名）	開催期日（曜日）回数	開催時間	場所	定員	備考
1	やさしい色合い草木染 （大塚 浩美 氏）	7/5・8/2・9/6・10/4 （各水曜日） 全4回	9：30～ 11：30	調理室	10	
2	結んで作るマクラメバッグ （金井 正子 氏）	8/9・8/30・9/13・10/11 （各水曜日） 全4回	9：30～ 11：30	会議室	10	
3	おしゃれワンマイルバック （臺 由起子 氏）	8/10・8/24・9/14・9/28 （各木曜日） 全4回	9：30～ 11：30	会議室	10	
4	写経入門 （駒井 信亮 氏）	9/7・9/21・10/5・10/19 （各木曜日） 全4回	14：00～ 16：00	会議室	10	
5	リフレッシュ3B体操 （岩佐 和子 氏）	11/2・11/16・11/30 （各木曜日） 全3回	14：00～ 15：30	講堂	10	
6	シニア初級英会話 （野口 宏 氏他）	6/23・7/7・7/21・8/4・ 8/18・9/1（各金曜日） 全6回	14：00～ 16：00	会議室	10	
7	英会話中級 （野口 宏 氏他）	9/8・9/22・10/6・10/20・ 11/10・11/24（各金曜日） 全6回	14：00～ 16：00	会議室	10	
8	英会話上級 （野口 宏 氏他）	12/8・12/22・1/12・1/26・ 2/9・2/23（各金曜日） 全6回	14：00～ 16：00	会議室	10	
9	女性教室 教養講座1 （石井 克巳 氏）	7/28 （金曜日） 全1回	14：00～ 15：30	講堂	20	「民法(相続関係)」 三俣女性会共催
	女性教室 教養講座2 （羽生総合病院）	8/18 （金曜日） 全1回	14：00～ 15：30	講堂	20	「医療と健康」 三俣女性会共催
10	女性教室 社会見学	9/27 （水曜日） 全1回	終日	市外	30	（研修先未定） 三俣女性会共催
	民謡教室 （戸田 ふさ子 氏）	7/28・8/18 （各金曜日） 全2回	10：00～ 11：30	屋外	30	三俣地区スポーツ協 会共催

○地域連携講座（教室等）

	講座名	内容等
1	夏休みこども講座	三俣小学校児童を対象として、夏休み期間中の開催を予定しています。
2	幼児おはなし広場	三俣幼稚園児とその保護者を対象として、12月の開催を予定しています。
3	高齢者学級	三俣地区万年青会と連携しながら、6月から1月の間の開催を予定しています。
4	人権教育講座	高齢者学級の中での開催を予定しています。
5	交通安全教室	高齢者学級の中での開催を予定しています。
6	健康講座	高齢者学級の中での開催を予定しています。
7	家庭教育学級	三俣幼稚園保護者を対象として、6月および11月の開催を予定しています。

○三俣地区文化祭

令和5年10月28日（土）～令和5年10月29日（日） 2日間予定



## 加須市生涯学習団体登録要綱

(令和4年3月28日 教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において生涯学習活動を行う団体（以下「団体」という。）の活動を振興するため、団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であつて、次に掲げることを目的として、市内において市民が自主的に組織し、及び活動するものをいう。

- (1) コミュニティの醸成
- (2) 教育の振興
- (3) 健康福祉の増進
- (4) 青少年の健全な育成
- (5) 文化芸術の振興
- (6) その他教育長が特に必要と認める目的

(登録の要件)

第3条 団体は、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、登録を受けることができる。

- (1) 次のいずれかに該当する団体であること。
  - ア 社会一般又は地域の利益のための公共的な活動を営む地域の各種公共的団体
  - イ 広く市民に門戸を広げ、学びの成果を地域社会に還元することを目的として活動している生涯学習団体
  - ウ その他教育長が特別の事情があると認める団体
- (2) 年間を通じて、継続的かつ計画的な文化・スポーツ等に関する活動を複数回行うこと。
- (3) 営利を目的とした事業並びに特定の政党及び宗教に係る行為を行わ

ないこと。

- (4) 団体の代表者は、18歳以上で市内に住所を有していること。
- (5) 5名以上で構成される団体であること。
- (6) 幼児、小学生及び中学生の占める割合が構成員の7割を超える団体の場合は、活動責任者となる保護者が名簿に記載されていること。
- (7) 学校管理下にある部活動等ではないこと。
- (8) 代表者又は会員が指導者として謝礼を得て開く教室でないこと。
- (9) 公序良俗に反する団体でないこと。
- (10) 既に届出をしている団体と同一とみなされる団体でないこと。

(登録の効果)

第4条 登録を受けた団体が社会教育活動を行う場合は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 一部の公共施設の使用料が減額され、又は免除されること。
- (2) 社会教育に関する情報の提供を受けること。
- (3) その他活動に関する相談及び助言等を受けること。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする団体の代表者は、生涯学習団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 生涯学習団体会員名簿(様式第2号)
- (2) 前年度の事業報告書(様式第3号)
- (3) 当該年度の事業計画書(様式第4号)
- (4) 団体の規約又は会則(定めている場合に限る。)
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(登録の決定)

第6条 教育長は、登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録することを決定したときは、生涯学習団体登録決定通知書(様式第5号)により代表者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による登録の決定をした団体(以下「登録団体」と

いう。)を生涯学習団体登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録期間)

第7条 登録の期間(以下「登録期間」という。)は、令和4年4月1日以後3年ごとに区分した各期間とする。

(登録名簿の有効期間及び更新)

第8条 登録名簿の有効期間は、第6条第1項の規定による登録の決定をした日から同日が属する登録期間の末日までとする。

2 第5条及び第6条の規定は、登録の決定をした日が属する登録期間の次の登録期間において登録を更新しようとする場合について準用する。この場合において、登録団体の代表者は、登録の有効期間が満了する日の1箇月前までに更新の申請を行わなければならない。

(登録の変更)

第9条 登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当したときは、生涯学習団体登録変更届(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

(1) 団体の名称、代表者、連絡先等を変更したとき。

(2) 団体を解散したとき。

(登録の取消し)

第10条 教育長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しないと認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 前条第2号に規定する届出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

(保険の加入)

第11条 登録団体は、活動に際し、会員等に係る傷害保険に加入するよう努めなければならない。

(報告等)

第12条 教育長は、必要があると認めるときは、登録団体に対し、活動の報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(減免利用登録団体に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに加須市立公民館使用料の減免基準及び減免利用登録に関する要綱（平成25年12月9日教育長決裁）の規定により教育長の審査を受け、減免利用登録を受けていた団体は、当分の間、この要綱の規定により教育長の審査を受け、登録名簿に登載された団体とみなす。